

都立学校実習支援専門員の主な勤務条件

(令和8年8月1日現在)

事 項	内 容
任用期間	令和8年10月1日から令和9年3月31日まで ※ 公募によらない再度任用に、4回まで申し込むことができます。 ※ 期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。
勤務日数	年間96日。ただし、各月の勤務日数は11日以上とします。 各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。
勤務時間	1日7時間45分
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
条件付採用	原則として、採用から1か月は条件付きの採用となります。
兼業・兼職	営利企業等に従事する(兼業)する場合は、届出が必要です。
報酬	208,100円(月額)(令和7年度の額であり、改定される場合あり) ※ 報酬額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の報酬額を基準として、各年度の4月1日に見直します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給します。
通勤費	第二種報酬(通勤費相当分)を支給します(上限150,000円/月)。(※) ※ 特急料金を含みます。なお、特急料金については一定の要件を満たす場合に支給します。
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年東京都条例第114号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによります。
社会保険	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところにより、それぞれの保険に加入します。

特記事項	○ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ○ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ○ このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
-------------	--

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります